

注 文 書

- 1 契約番号 2 0 2 6 0 0 0 8 3 5

- 2 件 名 令和8年度一級水準測量業務

- 3 場 所 大崎市古川地域

- 4 期 間 契約締結日の翌日から
令和9年2月26日まで

- 5 別添書類
 - (1) 仕 様 書
 - (2) 積算条件明示書
 - (3) 水準点網図
 - (4) 参考明細書

- 6 担 当 課 市民協働推進部環境保全課

令和 8 年度一級水準測量業務 共通仕様書

1 適用範囲

- (1) 大崎市が実施する一級水準点の測量業務については、国土交通省公共測量作業規程に定めるもののほか、この共通仕様書の定めるところにより実施するものとし、この他は特記仕様書に示すものとする。
- (2) 特記仕様書及び設計図面は、この共通仕様書に優先するものとする。

2 委託期間 契約締結日の翌日より令和 9 年 2 月 2 6 日まで

3 測量内容

- (1) 一級水準測量 2 2 . 9 km (うち検測 4 . 7 km)
- (2) 水準点 2 3 点 {国家一等水準点 4 点 (うち検測 2 点), 大崎市一級水準点 1 9 点 (既設) }
- (3) 積算条件は、明示書 (別紙) のとおり

4 監督員

- (1) 本仕様書の監督員とは市係員とする。
- (2) 監督員はこれを受託者に通知する。
- (3) 受託者は監督員の指示がある場合は従わなければならない。

5 提出書類

受託者は、大崎市との委託契約を締結したときは、直ちに監督員を経て次表による書類を提出し、承諾を得なければならない。また、当書類を変更する必要が生じたときも同様とする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

	名 称	提 出 期 日	部数
1	業務計画書	監督員の指示による	2
2	業務工程表	契約締結日より 5 日以内	2
3	管理技術者等通知書	契約締結日より 5 日以内	2
4	着手届	着手時	2
5	身分証明書交付申請書	契約締結日より 5 日以内	1
6	資料貸与申請書	契約締結日より 5 日以内	1
7	監督員が要求する書類	監督員の指示による	1

6 測量の機器

受託者が測量業務に使用する機器は、国土交通省公共測量作業規程による一級の基準に適合する性能を有するものを用いなければならない。

7 測量の基準

- (1) 標高は、測量区域内にある水準点 No. B 点を仮不動点とする。
- (2) 基準日は、1 1 月 1 日とする。

8 業務の確認

受託者は、主要な業務工程の区切り目等において、監督員の指示した箇所について監督員の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

9 検査

受託者は、検査を受ける場合、あらかじめ成果品その他の関係資料を備え、作業責任者を立ち合わせるものとする。

10 作業管理

- (1) 受託者は、測量業務の実施に当たり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。
- (2) 受託者は、作業現場が他の作業現場と隣接し、又は同一場所において他の作業が行われている場合には、常に相互協調するとともに成果の照合を行わなければならない。
- (3) 受託者は、測量業務の実施に当たり交通を妨害し、又は公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。
- (4) 受託者は、測量業務の実施に当たり常に安全に留意しなければならない。

11 土地の立入

- (1) 受託者は、測量業務を実施するため国有地・公有地、又は私有地に立ち入る場合は、大崎市が発行した身分証明書を常に携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
- (2) 受託者は、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者及び占有者にその旨通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においてはこの限りでない。
- (3) 受託者は、他人の土地に立ち入る場合は、土地所有者及び占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

12 土地の使用等

受託者は、植物、かき、若しくはさく等の伐除、又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、所有者及び土地所有者並びに占有者の承諾を得て行うものとする。ただし、この場合に生じた損失は原則として受託者が補償するものとする。

1 3 官公署への手続き等

- (1) 測量業務の実施のための必要な関係官公署に対する諸手続きは、監督員と打合せの上、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 受託者は、関係官公署等に対して交渉を要するとき、又は関係官公署等から交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

1 4 測量成果等

- (1) 測量成果等は、特記仕様書によるものを提出するものとする。
- (2) 測量成果等は、他に公表し、若しくは貸与し、又は使用してはならない。

1 5 疑義

受託者は、測量業務の実施に当たり仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合には、監督員と協議をしなければならない。

令和 8 年度一級水準測量業務 特記仕様書

1 使用する規程等

- (1) この特記仕様書は、大崎市が実施する一級水準測量業務について特に指定する事項を示すものである。
- (2) この測量業務に使用する規程は、国土交通省公共測量作業規程とし、この契約において特に指定する事項の詳細は、別途監督員と協議するものとする。

2 業務量および業務地域等

この契約における測量業務の業務量及び業務地域は別途図書のとおりとする。

3 納入する成果品等

納入する成果品等は、別表－１のとおりとする。

4 その他

- (1) 受託者は納入する成果品等について、社団法人日本測量協会測量技術センターが行う審査を受け、同センターが発行する測量成果の精度等に関する検定証明書を納入成果に添付して提出するものとする。
- (2) 既地点に異常があった場合、その他業務遂行上で疑義が生じた場合は、すみやかに監督員と協議しなければならない。
- (3) 受託者は観測点数の 5 % を点検測量するものとする。
- (4) 貸与する資料

① 既地点成果表 1 部

② 既地点の記 1 部

※ 貸与した資料は業務終了後速やかに返納すること。

(5) 暴力団等の排除について

- ① この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- ② 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- ③ この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

別表－ 1

	品 名	数 量
1	観測手簿	正 1 部，写 1 部
2	観測成果表	正 1 部，写 1 部
3	計算簿一式 (電子計算機の与件表) (平均計算簿) (平均成果表) (変動量計算簿) (変動成果表)(変動図を添付)	正 1 部，写 1 部
4	精度管理表	正 1 部，写 1 部
5	水準点現況調査表(点の記，測量標識の地上写真付)	正 1 部，写 1 部
6	水準点異常報告書	正 1 部，写 1 部
7	水準点網図	2 部
8	地盤沈下調査水準測量報告書	2 部
9	メタデータの作成(国土地理院に提出するデータ)	2 部
10	国土地理院提出用 測量記録の写(CD-R) (測量成果電子納品要領に基づき作成された測量成果) (記録様式を添付)	2 部

(注) 詳細については監督員と協議の上，これを決める。
貸与した資料のすべてを返納する。

積算条件明示書

【共通事項】

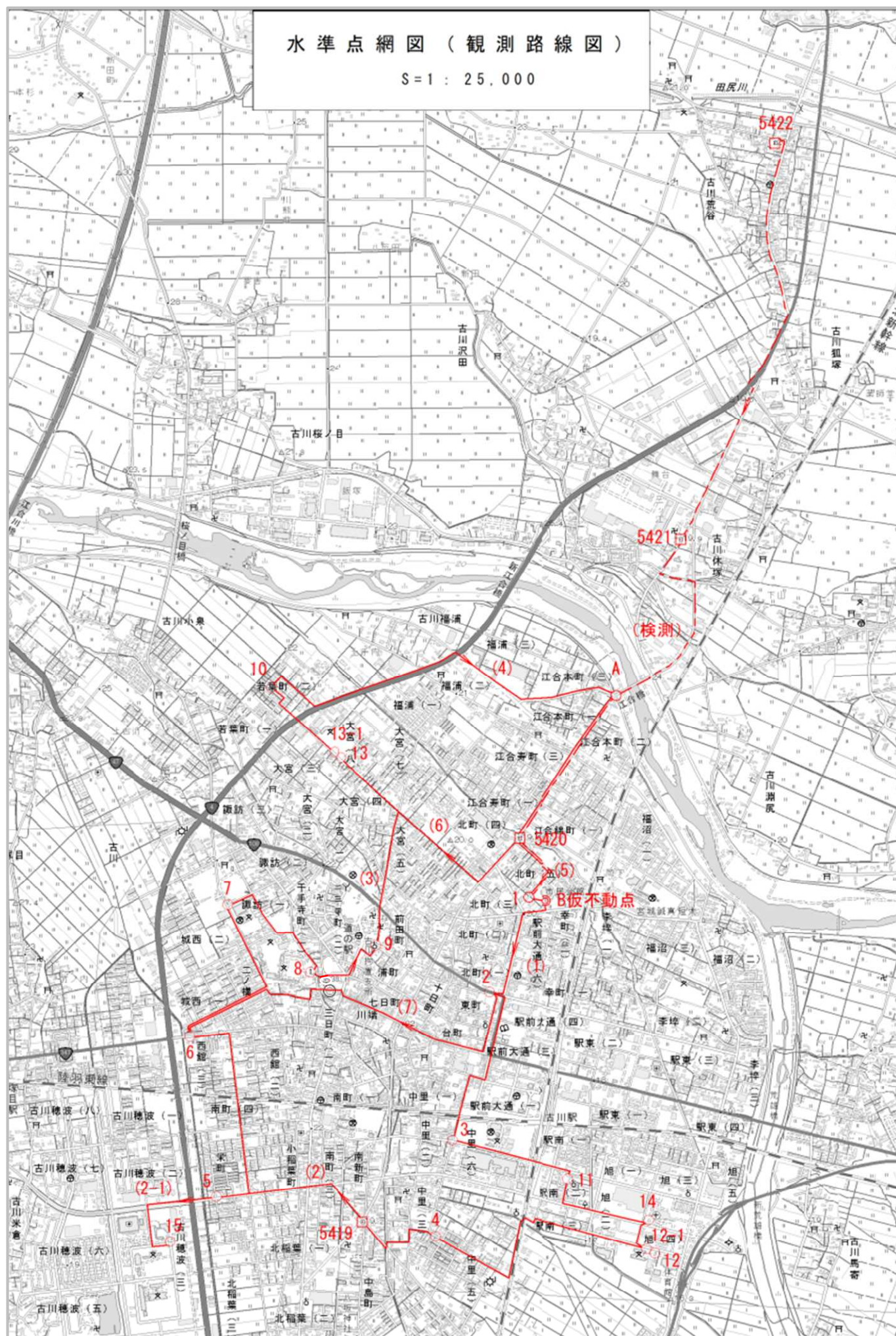
- ・適用積算基準書 令和8年度版
- ・適用単価年月 令和8年6月
- ・中間打合せ回数 1回

【水準測量】

- ・1級水準測量観測（既点観測）
平地 市街地乙 18.9km 都市近郊 4km

水準点網図（観測路線図）

S = 1 : 25,000



総括表

[illegible]

業務委託費内訳書

業務名	令和8年度 一級水準測量業務				業 種 項 目	測量業務 基準点測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基準点測量							
		式	1				
水準測量							
		式	1				
1級水準測量							
		式	1				
1級水準測量観測	既点観測 市街地乙・都市近郊						単 1 号
		km	22.9				
共通							
		式	1				
共通							
		式	1				
打合せ等							
		式	1				
打合せ	中間打合せ1回						内 1 号
		業務	1				
直接経費							
		式	1				
安全費							
		式	1				
技術管理費							
		式	1				
成果検定費							
		式	1				
1級水準測量							
		km	22.9				
測量諸経費							
		式	1				
測量業務価格							
		式	1				

1次内訳書

内 1 号	打合せ	中間打合せ1回					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ							内 2 号
			業務	1			
合計							

2次内訳書

内 2 号	打合せ						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
測量主任技師							
			人	1.5			
測量技師							
			人	1			
測量技師補							
			人	0.5			
合計							

1次単価表

単 1 号	1級水準測量観測	既点観測・市街地乙・都内近郊	単位	km	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
作業計画							単 2 号	
			km	1				
選点							単 3 号	
			km	1				
観測							単 4 号	
			km	1				
計算整理							単 5 号	
			km	1				
合計								
単価							円／km	

2次単価表

単 2 号	作業計画		単位	km	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
測量主任技師								
内業			人	1				
測量技師								
内業			人	1.5				
測量技師補								
内業			人	2				
測量助手								
内業			人	0.5				
機械経費								
			式	1				
通信運搬費等								
			式	1				
材料費								
			式	1				
精度管理費								
			式	1				
変化率								
				0.98				
合計								
単価							円／km	

2次単価表

単 3 号	選点		単位	km	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
測量技師 外業								
			人	4				
測量技師補 外業								
			人	4				
測量助手 外業								
			人	8				
機械経費								
			式	1				
通信運搬費等								
			式	1				
材料費								
			式	1				
精度管理費								
			式	1				
変化率								
				0.98				
合計								
単価							円／km	

2次単価表

単 4 号	観測		単位	km	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
測量技師								
外業			人	18				
測量技師補								
外業			人	36				
測量助手								
外業			人	108				
機械経費								
			式	1				
通信運搬費等								
			式	1				
材料費								
			式	1				
精度管理費								
			式	1				
変化率								
				0.98				
合計								
単価							円／km	

2次単価表

単 5 号	計算整理		単位	km	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
測量主任技師								
内業			人	1				
測量技師								
内業			人	6				
測量技師補								
内業			人	12				
測量助手								
内業			人	4				
機械経費								
			式	1				
通信運搬費等								
			式	1				
材料費								
			式	1				
精度管理費								
			式	1				
変化率								
				0.98				
合計								
単価							円／km	